

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	産業廃棄物指導課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>PCB 廃棄物保管事業者指導では、毎年度、保管状況について届出の指導を行っているが、保管事業者の約 2 割にあたる 400 以上の者が届出を行わない状況が続いている。</p> <p>PCB 廃棄物の管理では、全国的に事業者の長期に渡る保管中の紛失や不適正な処理が発生しているため、厳しい管理が求められている。</p> <p>未届者に対しては、立入検査を行うとともに、悪質な者に対しては、罰則の適用を視野に入れた厳格な指導を行うべきであった。</p>	<p>平成 20 年度から 21 年度にかけて、20 年度未届出の 372 者全員を対象に重点的な調査を行い、立入検査指導を行うなど強力な届出指導を実施した。</p> <p>その結果、届出対象者数 2,156 のうち届出者数が 2,133 となり、事業所の移転先が不明の 23 者を除き、すべて解消した。</p> <p>今後も引き続き届出指導を継続し、未届出の解消を図っていく。</p>
環境部	資源循環推進課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」に関する事業として、ごみの散乱防止を訴えるチラシを作成・配布するなど啓発活動を行ってきた。</p> <p>しかし、県はこの条例に基づく取締りやパトロールをほとんど行ったことはなく、違反者を摘発して罰則を適用した例もない。</p> <p>依然として、国道や県道などの交差点周辺を始めごみが散乱している場所も多く、ごみの散乱行為が改善されたとは言い難い。</p> <p>警察と連携してごみの散乱が著しい交差点周辺の集中的な取締りを行ったり、地域住民の協力を得てパト</p>	<p>ごみの散乱防止には、県民の環境美化への関心を高めていくことが重要であるため、6月の環境月間を中心に行われる市町村の清掃活動に対して、ごみ回収袋を配付した。(23万枚)</p> <p>また、平成21年6月に市及び地域清掃活動団体(埼玉県たばこ商業協同組合連合会)と協働して、大宮駅や秩父公園周辺の清掃活動を行うとともに、ポイ捨て禁止を呼びかけるポケットティッシュを配付して、県民の意識啓発を行った。</p> <p>また、22年2月に大宮警察署、さいたま市及び清掃活動団体等との合同により、大宮駅周辺のポイ捨て防</p>

			<p>ロールを実施するなど、条例の実効性を十分に確保するための運用を行っていなかった。</p>	<p>止パトロールを行うとともに、清掃活動を実施した。</p> <p>なお、監視パトロールの強化として、22年度緊急雇用創出基金を活用した「ごみ散乱防止パトロール事業」を予定している。</p>
環境部	中央環境管理事務所	平成 21 年 3 月 6 日 (第 2061 号)	<p>平成19年度の中央環境管理事務所管内（市町村に権限移譲済みの区域を除く）の浄化槽法に基づく受検率は、同法第7条に基づく設置時検査が18.9%、同法第11条に基づく定期検査が1.2%と、全県平均の設置時検査31.9%、定期検査4.1%を大きく下回っている。</p> <p>19年度は、新規届出基数のうち設置時検査を受検しなかったものが81%を占めているが、これら未受検者に対して特段の受検指導が行われていなかった。</p> <p>20年度は文書による受検指導を始め、水質汚濁が著しい流域を対象として訪問による受検指導を行っているが、全般的な対策には至っていない。</p> <p>さらに、定期検査の未受検者に対する受検指導は、設置時検査の受検指導と併せて一部について行われているのみである。</p> <p>法定受検率の向上を図るには、管内の未受検者を迅速に把握するとともに、重点的な指導を進める必要があった。</p>	<p>平成20年度に整備した浄化槽台帳を基に、指定検査機関とも連携の上、浄化槽法第7条検査、同法第11条検査の未受検者を把握した。</p> <p>上記未受検者への文書指導を行うとともに、建築確認機関、浄化槽保守点検業者等と連携して啓発活動を実施した。</p> <p>これらの取組により、21年度の受検率は設置時検査が58.9%（検査件数：H19 392件 H21 855件）、定期検査が1.6%（検査件数：H19 1,199件 H21 1,374件）と伸長した。</p> <p>今後は、22年3月に策定した「浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取組計画」（年次別計画）に沿って取組を進めることとした。</p>
農林部	農林総合研究センター	平成 21 年 7 月 3 日 (第 2095 号)	<p>平成15年度から19年度にかけて、納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き替えを指示し、透明摺りメス、フラスコ、ホールピペット、丸底フラスコなど合計</p>	<p>平成21年4月10日付けで「財務事務の適正執行確保について」の文書を所内全職員に通知するとともに、全職員に対して研修を行い、備品の取得及び管理等に</p>

			<p>4,150,091円分の試験研究用の消耗品を購入したことにして、プロジェクターほか29点の備品を不正に購入した。</p> <p>また、備品出納簿に記載されている90点の備品の所在が不明であり、さらにセンター内にある500点の備品については、備品出納簿に記載されていない。</p> <p>備品の取得、管理及び処分について、著しく不適切であった。</p>	<p>ついて周知徹底を図った。</p> <p>また、消耗品の購入に当たっては、支出証拠書類に納品物品の写真の添付を義務付けるとともに納品検査に当たる分任出納員を増員し、3万円以上10万円未満の物品等の購入に際しても原則2者以上から見積書を徴取するなど再発防止に向け検査体制の強化を図った。</p> <p>さらに、所内に備品購入審査会を設置し、すべての備品購入の際に必要な性を審査するなど、予算の適正な執行にも努めることとした。</p> <p>監査の結果を受けて、所内すべての備品の一斉調査を行ってきたが、所在不明の90点の備品の所在については、25点の所在が判明したため適正に記載整理した。残りの65点については、関係課の指導に基づき再度所在不明理由を精査し、取得後10年以上経過して使用に耐えないなど判明した事由を詳細に記述して不用決定手続を行った。</p> <p>備品出納簿に記載のない500点の備品については、重複してカウントしたもの、明らかに消耗品として扱うべきもの、老朽化して使用不能なものが90点判明した。このため関係課の指導に基づき、これらを除く410点を備品出納簿に適正に記載整理することとした。</p> <p>なお、備品出納簿との照合を確実にを行うため、新た</p>
--	--	--	--	--

				に「固有番号」を付したラベルを貼って整理し、補助簿として活用できる備品出納簿の電子データ化に取り組み、照合が完了したのから備品出納簿に記載している。
教育局	スポーツ 振興課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>県立武道館の雨漏りについては、平成19年度以前から懸案になっており、指定管理者制度を導入した20年4月から7月にかけても延べ14回発生した。</p> <p>このため、20年6月4日に約79万円、6月30日に約39万円、7月30日に約65万円で、専門業者に依頼して、調査及び応急修繕を実施した。</p> <p>業者からの報告では、できるだけ早く、天窓全体のシーリング打ち替えが必要と繰り返し指摘された。</p> <p>当面様子を見ることとしたが、20年8月から21年3月にかけて延べ27回の雨漏りが発生したため、21年3月に約115万円で部分修繕を行った。</p> <p>こうした対応について、事務の遅れや財務手続きの誤りなど、以下の問題があった。</p> <p>1 専門業者から天窓の全体修繕が必要との指摘を受けた時点で、費用や期間などを調査して、具体的な対策を検討すべきであった。</p> <p>2 1回目の調査及び応急修繕について、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、契約相手である1者からしか徴取していなかった。</p> <p>3 2回目、3回目の調査及び応急修繕に関する業者か</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 専門業者とともに全体修繕の必要性について調査を行い、平成22年3月26日に全体修繕を終了した。</p> <p>2 契約金額が10万円以上のものについては、2者以上から見積書を徴取するよう徹底した。</p> <p>3 調査が終わったら速やかに業者へ報告書等の提出を求めるとともに、提出された完了通知書の検査確認を速やかに行うよう徹底した。</p> <p>4 応急修繕の実施に当たっては、緊急性、必要性を適切に判断した上で、速やかな執行を心がけることとした。</p>

			<p>らの報告書等の提出が遅れ、調査等の実施から完了検査まで約半年を要した。</p> <p>4 8月以降も頻りに雨漏りが発生していたにもかかわらず、翌年3月まで応急修繕を行わなかった。</p>																					
危機管理 防災部	消防学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金(630,250円)還付の通知を受理した。</p> <p>しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。</p>	<p>債権に係る文書については、調定日、納入通知書発行日などの事務処理予定を記録させ、確認を受けるように改善し、全職員への周知徹底を図った。また、記録された事務処理予定について、決裁ラインでの適正なチェックを行い、債権管理に努めている。</p>																				
教育局	飯能高校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成20年7月から21年10月まで、以下のとおり生徒から現金納入された全日制生徒の授業料及び諸会費の一部(滞納された一月分の授業料に満たない端数金額)を金融機関等に払い込まず保管した。最終的に21年11月に、これらを合わせて授業料に充当し、指定金融機関等に払い込んだ。</p> <p>長期に渡り現金を保管した行為は、現金収納の取扱いに照らし極めて不適切であった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納入日</th> <th>納入額</th> <th>端数金額</th> <th>(累計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年 7月24日</td> <td>20,400円</td> <td>600円</td> <td>(600円)</td> </tr> <tr> <td>11月 4日</td> <td>50,000円</td> <td>500円</td> <td>(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>12月 2日</td> <td>42,000円</td> <td>2,500円</td> <td>(3,600円)</td> </tr> <tr> <td>21年 3月 5日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(3,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	納入日	納入額	端数金額	(累計額)	20年 7月24日	20,400円	600円	(600円)	11月 4日	50,000円	500円	(1,100円)	12月 2日	42,000円	2,500円	(3,600円)	21年 3月 5日	20,000円	200円	(3,800円)	<p>生徒から納入された授業料及び諸会費の取扱いについて、長期にわたり現金を保管することなく、埼玉県財務規則等に基づき、金融機関に払い込むこととした。</p>
納入日	納入額	端数金額	(累計額)																					
20年 7月24日	20,400円	600円	(600円)																					
11月 4日	50,000円	500円	(1,100円)																					
12月 2日	42,000円	2,500円	(3,600円)																					
21年 3月 5日	20,000円	200円	(3,800円)																					

			4月 6日	20,000円	200円	(4,000円)
			10月23日	10,000円	100円	(4,100円)
			11月12日	10,000円	0円	(0円)

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	警察学校	平成 21 年 3 月 6 日 (第 2061 号)	<p>平成 19 年度に実施した建築設備定期点検業務委託は、6 者の指名競争入札により 1,722 千円で契約を締結し、落札率は 39%であった。</p> <p>この業務委託は、建築基準法の改正により 18 年度から実施しており、落札率は 18 年度が 61%、20 年度は 70%である。</p> <p>入札時に入札金額見積内訳書を徴取していないが、このように毎年落札率が低い入札が続く場合は、入札金額見積内訳書を徴取するなど、予定価格の算出根拠となる歩掛りや単価は、実勢値との間に差が生じていないか等を検証すべきである。</p>	平成 21 年度の契約に当たっては、予定価格の積算を見直すとともに、落札業者から入札金額見積内訳書を徴取して適正な契約履行確保の検証を実施した。
環境部	温暖化対策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>「環境教育アシスタント」は、平成 14 年度に始めた事業で、現在の登録者は 95 名、派遣実績は例年 50～60 件程度である。</p> <p>「環境アドバイザー」は、7 年度に始めた事業で、現在の登録者は 64 名、派遣実績は平成 19 年度までは 50 件程度、20 年度はやや増えたが 75 件である。</p>	<p>専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を検証したところ、登録者に依頼できる内容が明確でないこと、どのようなテーマで学習内容を設定するか難しいことなどがあり、利用が伸びない状況にあった。</p> <p>そこで、平成 21 年度末には登録者の主な講演内容</p>

			<p>環境問題への社会的関心は年々高まっているにもかかわらず、専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を分析して、制度の見直しやPRの充実など、必要な措置を講ずべきであった。</p> <p>今後は、20年度から開始した「地球にE～CO(2)と学習推進事業」も含め、環境学習の推進施策を体系的に見直す必要がある。</p>	<p>を明示するとともに、具体的な環境学習プログラムを盛り込んだパンフレットを作成し、すべての市町村や学校等に集中的に周知と活用を働きかけた。</p> <p>今後、学校ファーム(農園)をフィールドとしたアシスタント制度の活用を促進するため、環境教育アシスタントを対象とした指導案等の冊子の作成及び研修会なども実施して活用促進を図っていく。</p> <p>なお、個別の環境学習の取組を助成する地球にいいことチャレンジ事業や資材の貸出しなど環境への関心を高める事業にも積極的に取り組んでいく。</p>
産業労働部	就業支援課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成21年度に、若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託契約(7,793千円)及び障害者雇用サポートセンター運営業務委託契約(41,650千円)を企画提案型随意契約により締結した。</p> <p>いずれの業務も、19年度は提案競技により相手方を選定し、20年度は19年度の契約相手と一者随意契約を行ったことから、20年度定期監査において一者随意契約は適切ではないことを指摘した。</p> <p>21年度は再び提案競技を行ったが、19・20年度の契約相手以外の者からは提案が得られなかった。企画提案の採用、実施に当たりそれぞれ、次のとおり不適切な点があり、結果的に一者随意契約と変わらなかった。</p> <p>1 若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託では、提案書の募集期間が平成21年2月5日から20日までと、土、日、祝日を除くと11日間であり、広</p>	<p>1 若者自立支援センター埼玉運営事業は、国が実施する地域若者サポートステーション事業(ニートに対する総合相談窓口)と一体的に、心理相談や保護者セミナー等を実施する事業である。このため県は、平成22年度契約について見直しを行い、国が企画競争により選定した者と随意契約を締結した。</p> <p>2 障害者雇用サポートセンター運営業務については、22年度の募集要項で、県の方針や新たな提案を求めるポイントを明確にして募集を行った。</p> <p>また、受託事業所からの提案を仕様書に加え、22年度の契約を締結した。</p>

			<p>く参加者を募り、優れた提案を求めるための十分な期間が取られていなかった。</p> <p>2 障害者雇用サポートセンター運營業務の募集要項には、具体的な業務内容が示されている一方で、提案を求めたい事項などは示していない。応募者の提案内容も県が示した業務内容を踏襲したもので、新たな提案はない。</p> <p>県として新たな提案を求める事項を明確にして、募集するべきであった。</p>	
教育局	福利課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>教職員メンタルヘルス相談窓口は、県事業で 3 か所、公立学校共済組合事業で 4 か所の計 7 か所を開設している。</p> <p>同様の相談業務であるが、医師への報酬額が異なっていた。平成 19 年度から名称を統一して実施したが、この間に是正することを怠った。</p> <p>また、一人 3 回までの相談は、本人の負担をなしとしているが、相談回数の確認を行っていなかった。</p>	<p>教職員メンタルヘルス相談について、県事業と公立学校共済組合事業を統合し、公立学校共済組合の事業とすることで、医師への報酬額の違いを解消した。</p> <p>また、相談報告書の様式を平成 21 年 7 月から改正し、支払に当たり相談回数を確認することとした。</p>
危機管理 防災部	消防学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 21 年度寝具類賃貸借契約について、平成 21 年 3 月に指名競争入札を電子入札で実施した。参加 6 者中 5 者は電子入札を行ったが、1 者については、電子入札ができないことを県に連絡し、了解を得て紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>しかし、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認の手続きを行わずに入札を認めたことは、不適切であった。</p>	<p>埼玉県物品調達等電子入札運用基準を、再度、入札担当ラインに熟知させ、再発防止に努めた。</p> <p>また、電子入札の実施にあたって、担当者の上位の職位の者（副校長、担当部長、主任講師）が複数で、運用基準に則った処理の確認を行うなどチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めている。</p>

福祉部	埼玉学園	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約（いずれも 5 年間の長期継続契約）に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ 63,630 円と 149,869 円であることから予定価格調書を作成しなかった。</p> <p>契約期間全体の執行予定額は、それぞれ 636,300 円と 1,498,690 円であり、いずれも 50 万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。</p>	<p>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては、予定価格調書の作成の要否も含め、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう職場会議を通じ職員へ徹底を図った。</p> <p>併せて、職場内で二重チェックを行うことにより、適正な事務処理を確保することとした。</p>
農林部	中央家畜保健衛生所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 21 年 1 月 5 日にアシストチューブ他の医療消耗品(59,346 円)及び防塵マスク他の医療消耗品(82,005 円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第 103 条第 2 項では、10 万円以上の契約をする際は、原則として 2 人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。1 件の契約として 2 人以上から見積書を徴取して購入すべきであり不適切であった。</p>	<p>物品の購入に当たっては、10 万円未満の契約を含めて、財務担当者が一括して見積書を徴取し、発注することとした。</p> <p>また、埼玉県財務規則の順守について、全体会議等で財務担当者を含めた全職員に対して周知・徹底を図った。</p>
農林部	川越家畜保健衛生所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年 5 月 19 日にプラスチック手袋他の医療消耗品(59,398 円)及びアイソジェン - L S 他の医療消耗品(94,762 円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>また、平成 21 年 3 月 25 日にツベルクリン他の医療消耗品(76,765 円)及びダイナビーズ(80,325 円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第 103 条第 2 項では、10 万円以上の契約をする際は、原則として 2 人以上の相手方から見</p>	<p>物品の購入に当たっては、10 万円未満の契約を含めて、財務担当者が一括して見積書を徴取し、発注することとした。</p> <p>また、埼玉県財務規則の順守について、全体会議等で財務担当者を含めた全職員に対して周知・徹底を図った。</p>

			積書を徴取することとしている。いずれも1件の契約として2人以上から見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。	
農林部	秩父高原 牧場	平成22年3月5日 (第2163号)	<p>秩父高原牧場管理規則第4条では、畜産業使用料及び畜産業手数料の納期限を毎四半期に係るものは当該四半期の末日としている。</p> <p>しかし、平成20年度に263件、21年度に138件あったすべての畜産業使用料及び畜産業手数料の徴収手続きにおいて、調定と納入通知書の発行が遅れたため、当該四半期の末日までに納付されていなかった。</p>	<p>秩父高原牧場管理規則に従い徴収手続を行うよう財務担当職員に周知・徹底を図るとともに、全職員に対しても周知した。</p> <p>監査受検後の徴収手続については、関係者と調整の上、畜産業使用料及び畜産業手数料が規則どおりの納付となるよう、調定と納入通知書の発行手続を行っている。</p>
県土整備部	熊谷県土 整備事務所	平成22年3月5日 (第2163号)	<p>平成21年3月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事(需用費)(499,800円)及び公園等建設工事(需用費)その2(499,800円)を随意契約により行った。</p> <p>2件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。</p> <p>このような建設工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>	<p>監査結果の詳細について、平成21年12月21日幹部会議で情報の共有を図り、再発防止を徹底するとともに、埼玉県財務規則及び事務の適正化について周知・徹底を図った。</p> <p>また、随意契約による発注の際のチェックリストを作成し再発防止を徹底した。</p>
教育局	大滝げん きプラザ	平成22年3月5日 (第2163号)	<p>平成21年2月から3月にかけて、配管凍結防止修繕(567,000円)、浴槽タイル補修工事(924,000円)、宿泊棟A屋根及び木工室雨漏り防水工事(693,000円)並びに宿泊棟便所スイッチ配線修理(747,600円)を実施した。</p> <p>これらは、いずれも予定価格が50万円以上であり予</p>	<p>予定価格が50万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう徹底した。</p>

			定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。	
教育局	騎西特別 支援学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度及び 21 年度の以下の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 20 年度及び 21 年度にグリストラップ汚泥処理 (65,782 円) の委託契約を行ったが、検査調書を作成していなかった。</p> <p>2 20 年 4 月に LP ガスの単価契約 (250 円/m³) を締結した。予定価格調書には、予定単価に予定数量を乗じた額を記載していたが、予定価格は予定単価とすべきであった。</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 産業廃棄物の処理業務委託について、埼玉県財務規則等に基づき、検査調書を作成するよう徹底した。</p> <p>2 単価契約の入札に係る予定価格について、予定単価に予定数量を乗じた額ではなく、予定単価とするよう徹底した。</p>
教育局	久喜特別 支援学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度及び 21 年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21 年 3 月中に以下のとおり、同一の業者から複数回、同種の消耗品を購入した。それぞれの契約金額が 10 万円以下のため、1 者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により 2 者以上から見積書を徴取するべきであった。</p> <p style="margin-left: 40px;">トナーカートリッジ 4 件 230,811 円 給食用食器 3 件 244,335 円 カーテン 3 件 214,200 円</p> <p>2 21 年 8 月 17 日に同一の業者により、汚水処理制御盤修繕(94,500 円)及び厨房屋外排水管修繕(39,900</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 物品の購入について、計画的な執行を心がけ、同種同時期の発注は一括して行い、予定価格が 10 万円以上の場合、2 者以上から見積書を徴取するよう徹底した。</p> <p>2 修繕工事について、計画的な執行を心がけ、同種同時期の発注は一括して行い、予定価格が 10 万円以上の場合、2 者以上から見積書を徴取するよう徹底した。</p>

			円)を執行した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取すべきであった。	
教育局	和光南特別支援学校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成20年度及び21年度の油水分離槽清掃業務について、計3回実施した委託業務の履行確認検査を20年8月22日、12月26日及び21年8月6日にそれぞれ行った。業務完了届の日付は20年8月31日、12月31日及び21年8月27日であり、いずれも業務の完了前に検査を行ったことは不適切であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認するよう徹底した。
教育局	熊谷工業高校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成21年3月に産業廃棄物処理業務委託契約(142,275円)を締結した。契約金額が10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、2者のうち1者について、事前に徴取した参考見積書をそのまま使用しており、実質的に1者からの見積書徴取となったことは不適切であった。	埼玉県財務規則に基づき、予定価格が10万円以上の見積合わせを実施する場合、2者以上から見積書を徴取するよう徹底した。
教育局	熊谷農業高校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成20年6月と10月に産業廃棄物処理を業者に委託し、それぞれ6月11日と10月20日に完了検査を行った。 しかし、産業廃棄物管理表(マニフェスト)に記載された処分終了日はそれぞれ6月13日と10月22日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認するよう徹底した。
教育局	妻沼高校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成20年10月に体育館1階トイレ改修工事(659,662円)を実施した。予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。	予定価格が50万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう徹底した。